

別記

嘆願事項

一、退職賞與制度ヲ制定セラレタレ

一年未満四十五日分、一年一月分、爾後一年ヲ超過スル者

ニハ一月ニ計レ七日分ヲ増スコト

三、皆勤賞與精勤賞ヲ全部本給ニ繰リ入レルコト

三、男工ノ被服料ト女工ノ被服料ヲ同一ニスルコト

四、年二回ノ昇給制度ヲ制定セラレタレ

五、工場ヲ委負制度ニスルコト

六、賞與ヲ年三回トスルコト

一回ニ廿一ヶ月分以上ナルコト

(以上)

労務第四〇〇〇号

昭和五年十一月六日

北總監 九山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各廳府縣長官 殿

北海道庁大及神奈川  
各庁長 宛 拜 周 福 園

第一製菓株式會社逸ノ工場労働者議ニ関スル件 (第二報)

要旨の十一月一日労働會見物別レ

(1) 會社ハ持込數ノ準備ヲ了シ建口會堂備三當ル

(2) 廿九日労働者十名解雇

(3) 年終団ハ樺島支部ヲ引揚ケ逸ノト合併団ノ陣容ヲ整フ

標誌労働者議別報以後ノ状況左記ノ通ニ有之及申(通)報後也